

近畿地方整備局事業評価監視委員会運営要領（案）

（目的）

第1条 本要領は、近畿地方整備局事業評価監視委員会規則（平成15年国近整訓第11号以下「規則」という。）第4条2項に基づき、近畿地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項を定めるものである。

（委員会の開催）

第2条 委員会は、次の場合に開催するものとする。

- 一 国土交通省所管公共事業、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領及び事後評価実施要領に基づく再評価及び事後評価システムの運営状況等について報告を受ける場合
- 二 近畿地方整備局が再評価を実施する事業のうち、翌年度の概算要求時において個別箇所が明らかになる事業の対応方針(原案)に係わる審議を行う場合
- 三 近畿地方整備局が再評価を実施する事業のうち、前号の事業以外の事業の対応方針(原案)に係る審議を行う場合
- 四 近畿地方整備局が事後評価を実施する事業の対応方針(案)に係わる審議を行う場合
- 五 近畿地方整備局長（以下「局長」という）が必要と認める事業評価に係わる審議を行う場合
- 六 その他、委員長が必要と認める場合

2 委員会は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

（緊急時の特例）

第3条 委員長が委員会を招集した場合において、委員の2分の1以上が出席することが困難であり、かつ、委員長が緊急に委員会の審議を経ることが委員会の目的達成のために必要と認めるときには、委員会は、前条第2項の規定にかかわらず、3分の1を超える出席をもって開催することができる。

（審議）

第4条 委員会は、次のような視点から適正な事業評価がなされているかを審議するものとする。

一 近畿地方整備局が再評価を実施する事業について、事業の必要性（事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果、事業の進捗状況）等の視点、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点から適正な事業評価がなされているかを審議するものとする。

二 近畿地方整備局が事後評価を実施する事業について、事業種別毎に事業の特性に応じ、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業の効果の発現等適正な事業評価がなされているかを審議する。

（審議過程の透明性の確保）

第5条 委員会は審議過程の透明性の確保を図るため、委員の氏名、委員会の開催については、あらかじめ公表するものとする。

2 委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、委員会に諮り、非公開とすることができる。

3 委員会に提出された以下の資料等について委員会は、議事録の公表に合わせ、公表するものとする。ただし、個人情報等公表することが適切でないと考えられる資料については、委員長が委員会に諮り、非公表とすることができる。

一 再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表

二 再評価及び事後評価に係わる資料

三 局長が必要と認める事業評価に係わる資料

4 議事録及び委員会に提出された資料等の公表は、会議終了後速やかに行うものとする。

（意見の聴取）

第6条 委員会は、事業特性や技術的判断等が反映可能な運営を図るため、必要に応じ、外部専門家等の意見を聴取することができる。

2 委員会は、審議する事業に係る港湾管理者等に対し、出席を求め意見を聴取することができる。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 本要領は、平成17年9月29日から施行する。

2 本運営要領の施行に伴い、「近畿地方整備局事業評価監視委員会運営要領(平成15年11月12日)」は、廃止する。

近畿地方整備局事業評価監視委員会運営要領 新旧対照条文

改正後	改正前
<p>近畿地方整備局事業評価監視委員会運営要領 (目的) 第1条 本要領は、近畿地方整備局事業評価監視委員会規則(平成15年国近整訓第11号以下「規則」という。)第4条2項に基づき、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(委員会の開催) 第2条 委員会は、次の場合に開催するものとする。 一 国土交通省所管公共事業、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領及び事後評価実施要領に基づく再評価及び事後評価システムの運営状況等について報告を受ける場合 二 近畿地方整備局が再評価を実施する事業のうち、翌年度の概算要求時において個別箇所が明らかになる事業の対応方針(原案)に係わる審議を行う場合 三 近畿地方整備局が再評価を実施する事業のうち、前号の事業以外の事業の対応方針(原案)に係る審議を行う場合 四 近畿地方整備局が事後評価を実施する事業の対応方針(案)に係わる審議を行う場合 五 近畿地方整備局長(以下「局長」という)が必要と認める事業評価に係わる審議を行う場合 六 その他、委員長が必要と認める場合 2 委員会は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。</p> <p>(緊急時の特例) 第3条 委員長が委員会を招集した場合において、委員の2分の1以上が出席することが困難であり、かつ、委員長が緊急に委員会の審議を経ることが委員会の目的達成のために必要と認めるときには、委員会は、前条第2項の規定にかかわらず、3分の1を超える出席をもって開催することができる。</p> <p>(審議) 第4条 委員会は、次のような視点から適正な事業評価がなされているかを審議するものとする。 一 近畿地方整備局が再評価を実施する事業について、事業の必要性(事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果、事業の進捗状況)等の視点、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点から適正な事業評価がなされているかを審議するものとする。</p>	<p>近畿地方整備局事業評価監視委員会運営要領 (目的) 第1条 本要領は、近畿地方整備局事業評価監視委員会規則(平成15年国近整訓第11号以下「規則」という。)第4条2項に基づき、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(委員会の開催) 第2条 委員会は、次の場合に開催するものとする。 一 国土交通省所管公共事業、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領及び事後評価実施要領に基づく再評価及び事後評価システムの運営状況等について報告を受ける場合 二 近畿地方整備局が再評価を実施する事業のうち、翌年度の概算要求時において個別箇所が明らかになる事業の対応方針(原案)に係わる審議を行う場合 三 近畿地方整備局が再評価を実施する事業のうち、前号の事業以外の事業の対応方針(原案)に係る審議を行う場合 四 近畿地方整備局が事後評価を実施する事業の対応方針(案)に係わる審議を行う場合 五 近畿地方整備局長(以下「局長」という)が必要と認める事業評価に係わる審議を行う場合 六 その他、委員長が必要と認める場合 2 委員会は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。</p> <p>(緊急時の特例) 第3条 委員長が委員会を招集した場合において、委員の2分の1以上が出席することが困難であり、かつ、委員長が緊急に委員会の審議を経ることが委員会の目的達成のために必要と認めるときには、委員会は、前条第2項の規定にかかわらず、3分の1を超える出席をもって開催することができる。</p> <p>(審議) 第4条 委員会は、次のような視点から適正な事業評価がなされているかを審議するものとする。 一 近畿地方整備局が再評価を実施する事業について、事業の必要性(事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果、事業の進捗状況)等の視点、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点から適正な事業評価がなされているかを審議するものとする。</p>

二 近畿地方整備局が事後評価を実施する事業について、事業種別毎に事業の特性に応じ、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業の効果の発現等適正な事業評価がなされているかを審議する。

(審議過程の透明性の確保)

第5条 委員会は審議過程の透明性の確保を図るため、委員の氏名、委員会の開催については、あらかじめ公表するものとする。

2 委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、委員会に諮り、非公開とすることができる。

3 委員会に提出された以下の資料等について委員会は、議事録の公表に合わせ、公表するものとする。ただし、個人情報等公表することが適切でないと考えられる資料については、委員長が委員会に諮り、非公表とすることができる。

- 一 再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表
- 二 再評価及び事後評価に係わる資料
- 三 局長が必要と認める事業評価に係わる資料

4 議事録及び委員会に提出された資料等の公表は、会議終了後速やかに行うものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、事業特性や技術的判断等が反映可能な運営を図るため、必要に応じ、外部専門家等の意見を聴取することができる。

2 委員会は、審議する事業に係る港湾管理者等に対し、出席を求め意見を聴取することができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 本要領は、平成17年9月29日から施行する。

2 本運営要領の施行に伴い、「近畿地方整備局事業評価監視委員会運営要領(平成15年11月12日)」は、廃止する。

二 近畿地方整備局が事後評価を実施する事業について、事業種別毎に事業の特性に応じ、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業の効果の発現等適正な事業評価がなされているかを審議する。

(審議過程の透明性の確保)

第5条 委員会は審議過程の透明性の確保を図るため、委員の氏名、委員会の開催については、あらかじめ公表するものとする。

2 委員会は、討議の自由性を確保するため非公開とする。

3 委員会の審議内容の公開は、議事録により行うものとする。

4 委員会に提出された以下の資料等について委員会は、議事録の公開に合わせ、公表するものとする。ただし、公表することが適切でないと委員会が判断するものについては公表しないものとする。

- 一 再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表
- 二 再評価及び事後評価に係わる資料
- 三 局長が必要と認める事業評価に係わる資料

5 議事録の公開、委員会に提出された資料等の公表は、会議終了後速やかに行うものとする。ただし、継続審議となった場合には、審議終了後に審議経過を含めて公表するものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、事業特性や技術的判断等が反映可能な運営を図るため、必要に応じ、外部専門家等の意見を聴取することができる。

2 委員会は、審議する事業に係る港湾管理者等に対し、出席を求め意見を聴取することができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 本要領は、平成15年11月12日から施行する。

2 本運営要領の施行に伴い、「近畿地方整備局事業評価監視委員会運営要領(平成15年7月17日)」は、廃止する。